

課題

- ① 4月～5月一斉休校 欠時授業日数30日程度の回復
- ② 今後予測される第2波・第3波に伴う学習保障への対応



本市の基本的な考え方（優先事項）

〔原則〕

公教育の役割としてすべての児童生徒に対して適切な学習指導を実施する。

〔優先事項〕

- ① 小6・中3に対して、学び残しがないように、全教員で学習機会の保障に努める。
- ② 学年ごとに特に積み上げていくことが求められる内容を重点として指導する。
- ③ 過度な負担を強いることなく、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育てる。
- ④ 個に応じた適切な指導（特別支援・不登校・外国人等）が行われるように配慮する。
- ⑤ 詰め込み方式ではなく、次に進む学年で補足的に指導を行うなど弾力的な運用も考える。

〔授業時数の確保〕

- 長期休業中の登校日の実施による確保（夏季10日程度・冬季4日程度）
- 行事の縮減等…家庭訪問の取りやめ、運動会等行事や準備期間の簡素化等
- 週時程の見直し…短縮授業による授業コマ数の増加、モジュール（毎日10分授業）の導入

文部科学省の考え方

- ① 教科の授業時数確保
 - * 長期休業の活用、週時程の見直し、行事縮減
- ② 複数年での教育課程の編成
 - * 小5、中2は令和3年度も含めての2年間
 - * 小1～4、中1は令和4年度までの3年間
- ③ 学習活動の重点化
 - * 家庭学習を授業に準ずる活動と位置づけ
 - * 学校での学びと家庭での学びを整理

〔第2波、第3波への対応〕

- 一斉休校ではなく、学校毎の臨時休業措置
- 感染レベルに応じた学校の行動基準の設定
- 登校日〔分散等〕の設定
- オンラインでの学び（遠隔授業・動画配信）



課題①は、おおむね解決できる

『課題② 今後予測される第2波・第3波に伴う学習保障への対応』について

- 児童生徒・教職員に感染者が確認される。
- 地域・県域で感染が拡大している。



衛生主管部局と協議の上、対
策本部会議等で判断

臨時休業（学級・学年・全校・一斉）や分散登校の実施

懸案事項

- ① 臨時休業になった児童生徒の対応…預かり（保護者の就労支援）
 （一例） ② 臨時休業になった児童生徒の学習保障…家庭でのオンライン環境の格差
 ③ 分散登校になった場合の学習保障の学校間格差（一斉登校の学校との）
 ④ 分散登校になった場合の学校給食の学校間格差（一斉登校の学校との）
 ⑤ 分散授業になった場合の授業と臨時預かりとの相互対応